

納期内に納税を！ 滞納処分を実施しています

皆さんが納めている町税は、豊かな生活を実現するために町が行う施策を実行していくための重要な財源です。

住民税、固定資産税などの町税について、ほとんどの納税者の皆さんが年度内に納めていただいている中、残念ながら滞納となっているものもあります。

町は、納期内に納税をいただいている町民の皆さんとの公平性を確保するため、滞納者には滞納処分などを実施し、税金の徴収をしています。

滞納処分とは、税金を滞納している人の財産を差し押さえ、強制的に徴収することです。

税の徴収にあたっては、「自力執行権」というものが認められており、裁判などの手続きを経ることなく、町自らが強制手段を行なうことができます。

- 平成 21 年度
差し押さえ件数 320 件
- 対象となった財産は...
 - ・ 預貯金
 - ・ 給与
 - ・ 生命保険
 - ・ 不動産
 - ・ 各種還付金 ほか

放置しないで 早めに相談を

事情がある場合でも、相談がないと状況が把握できず、差し押さえされてしまうこともあります。やむを得ない事情で納期限内に納税できない場合は、分割納税などの相談をお受けしていますので、早めにご連絡ください。

未納のままにせず
ご相談ください！



税務課納税係

☎ 56・8002

税金の滞納から処分までの一般的な流れ

税金の納期限が過ぎ未払いが発生しました。すぐに差し押さえられてしまうのでしょうか？

納期限を超過「滞納発生」

納期限が過ぎました。

でも納期限をすっかり忘れてしまう人もいます。

納期限後に文書で催促します。

これが「督促状」です。督促状は電話や口頭ではなく文書で送ることになっています。

督促状の発送

「督促状」の効力が発生した日から起算し、10日を経過した日までに完納しないときは、差し押さえられる可能性があります。

差し押さえられる財産があるかどうか、どの財産を差し押さえるべきか、徹底的に調査します。

身辺調査

- ・ 住民票の取得
- ・ 勤務先の調査
- ・ 所得の調査
- ・ 戸籍の調査（戸籍附票で引越履歴も調査します）
- ・ 家族構成

財産調査

- ・ 不動産謄本の入手（不動産の調査）
- ・ 自動車の有無
- ・ 銀行口座の調査（取引の詳細も調査します）
- ・ 生命保険への加入の有無
- ・ 不動産を賃借している場合、敷金や入居保証金の有無
- ・ 給料、滞納者が医師の場合、診療報酬の有無

これらの調査は
国税徴収法により
徴収職員に認めら
れた権限です。